

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	基礎福祉年金業務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は、基礎福祉年金業務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八千代市

## 公表日

令和4年7月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	基礎福祉年金業務に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に関する届出の受理・報告に関する事務を行っている。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第一号被保険者及び任意加入被保険者の異動報告書の受理・報告に関する事務 ②付加保険料の申出書の受理・報告に関する事務 ③年金手帳再交付申請書の受理・報告に関する事務 ④国民年金保険料の申請免除・納付猶予・学生納付特例・法定免除申請書等の受理・報告に関する事務 ⑤老齢・障害・遺族基礎年金及び寡婦年金、死亡一時金、旧法の老齢年金・障害年金・母子年金・寡婦年金・死亡一時金等の裁定請求等申請書の受理・報告に関する事務 ⑥死亡した人の死亡届及び、未支給年金請求等申請書の受理・報告に関する事務
③システムの名称	基幹情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一31の項 2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 国保年金課 047-421-6744

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	Iの1の②	⑦老齢福祉年金の定時届(所得調査)等の受理・報告に関する事務		事後	平成28年4月1日より老齢福祉年金受給者が0人になったため
平成29年7月13日	Iの5の①	健康福祉部 国保年金課 国民年金室	健康福祉部 国保年金課	事後	平成28年4月1日より国民年金室廃止、国保年金課国民年金班へ
平成29年7月13日	Iの5の②	酢崎 孝子室長	国保年金課長 鈴木 一之	事後	平成28年4月1日より国民年金室廃止、国保年金課国民年金班へ
平成29年7月13日	Iの7	情報管理課 情報公開室	法務課 情報公開班	事後	組織改正の為
平成29年7月13日	Iの8	国民年金室	国民年金班	事後	平成28年4月1日より国民年金室廃止、国保年金課国民年金班へ
平成29年7月13日	IIの1	平成26年3月31日	平成29年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成29年7月13日	IIの2	平成26年10月31日	平成29年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成30年5月30日	Iの5の②	国保年金課長 鈴木 一之	国保年金課長 田中 大助	事後	人事異動のため
平成30年5月30日	IIの1	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成30年5月30日	IIの2	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和1年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ① 実施の有無	3) 未定	2) 実施しない	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 実施期間における担当部署 ② 所長等の役職名	国保年金課長 田中 大助	課長	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市 総務部 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-483-1151(代)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市 健康福祉部 国保年金課 国民年金班 047-483-1151(代)	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 国保年金課 047-483-1151(代)	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策		新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年7月17日	II の1	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和2年7月17日	II の2	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和2年7月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一31の項	事後	評価書見直しのため
令和2年7月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠		2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条の2追加	事後	評価書見直しのため
令和3年11月25日	II の1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和3年11月25日	II の2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	047-483-1151(代)	047-421-6713	事後	電話番号変更のため
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	047-483-1151(代)	047-421-6744	事後	電話番号変更のため
令和4年7月8日	II の1	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	評価書見直しのため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱの2	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	評価書見直しのため